福島県剣道連盟郡山支部

「段位審査会・講習会・１級審査会」実施ガイドライン

福島県剣道連盟郡山支部

【基　本　方　針】

「審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」を令和２年６月２２日に全日本剣道連盟、令和２年７月１９日に福島県剣道連盟が制定しました。

この審査ガイドライン並びに「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考に、郡山支部審査ガイドラインを制定しました。このガイドラインを遵守して安全な審査会を実施します。

なお、感染症の状況、県・郡山市、審査会場となる施設の方針により見直すことがあります。

ガ　イ　ド　ラ　イ　ン

【受審にあたって】

1. 以下に該当する者は受審出来ない。
2. 基礎疾患のある者。

●基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けて

いる者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者など」をいう。

●これらの者が理由あって受審する場合は、主治医の承認を得るものとする。

　（２）発熱のある者（個人差があるが、一般的には37.5度以上ある者をいう）

　（３）咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者。

　（４）同居家族や身近な知人に、感染が疑われる方がいる場合。

　（５）過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域などへの渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

２. 受審者は、受審日に自宅等で検温を行い、受審者確認票に、氏名・住所・連絡先電話番号及び

　　当日の体温を記録し、審査会場に持参する（別添「受審者確認票」参照

1. 受審者は、面マスク、それ以外（実技までの待機中、合格発表までの待機中）は家庭用マスクを

着用する。実技審査時以外でも面マスクを着用する予定の受審者は、面マスクのみの持参で可。

【入場にあたって】

1. 受審者は、自宅と審査会場との往復の際には、マスクを着用し感染予防に努める。
2. 審査会場での密集を避けるため、できるだけ自宅もしくは車内で、あらかじめ着替えを行ったうえ入場

する。

1. 審査会場は入場口を広くしたり、受審者数に応じた係員を配置するなど、受審者が施設に入場する時行列にならないよう配慮する。
2. やむを得ず行列になる場合に備え、入り口外に2メートル毎に目印のテープを貼る。
3. 行列を整理するために、係員を適正に配置する。

―１－

1. 受審者は、施設への入場時、持参した「受審者確認票」を提出する。
2. 受審者確認票を持参しなかった者は、原則として入場させない。
3. 見学者は入場させない。
4. 付き添い（児童の保護者等）については、体育館等で十分な広さがある場合のほかは、

会場の外で待機させる。

1. 入場口にアルコール等の除菌液を設置し、入場者は手指消毒を行う。
2. 入場者は、体温測定を受ける。受付の係員は非接触型体温計等により、入場者の体温測定を行う。

体温測定により37.5度以上ある者は、入場できない。

【審査会場内での留意事項】

1. 受審者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス（人と人との距離、最低でも1メートル、できれば

2メートル）を保つようにする。

1. 受審者は、審査会場では、常にマスクを着用する。

関係者は、原則としてマスク及びフェイスシールドを着用する。

1. 受審者並びに関係者は、審査会場でも、手洗い・うがい・アルコール等による除菌消毒に努める。また

トイレはふたを閉めてから流す。

1. 手洗い・うがいの場所を、なるべく多く確保し、可能な限り多くの場所に、アルコール等の除菌液を配置する。

【受付、受審者説明】

1. 受付は、ロビー等可能な限り広い場所で実施する。
2. 受付は、密集を避けるため、あらかじめ受審段位ごとに受付時間を指定する。

受審段位で区分する等、受審者を分散させる。

（注）受審人数により、審査を、前半の部と後半の部に分けることも検討する。

３. 人と人との距離を保つため、受付の前に2メートル毎に目印のテープを貼る。

４. 受付が密集した場合、入場制限を行う。

５. 受付終了後は、受審者説明を行う場所（位置）に移動し、待機する。

待機場所には最低でも1メートル,できれば2メートルの距離・間隔で目印のテープを貼る。

６. 係員は、受審者説明を行う。

【呼び出し、受審番号の配布、実技審査待機】

1. 係員は、待機場所において受審者の確認を行い、受審番号を決定する。
2. 審査の１組から５組までは審査会場（位置）に集合する。

（注）審査の６組から１０組は、審査会場指定場所で待機する。（待機位置には、目印のテープを貼る）　１１組以降は、呼び出しがあるまで前記待機場所（受審者説明を行った場所）で

待機する。

３. 競技会場入り口にアルコール等の除菌液を設置し、受審者は入場の際、手指の消毒を行う。

－２－

【実技審査】

1. 審査に当たっては、面マスクを必ず着用する。シールド単独での使用は認めない。

相手からの飛沫を防止するため、シールドの着用を強く推奨する。特に６０歳以上の高齢者は、着用すべきである。

1. 審査は、原則として４人1組とし、原則として1組（2人）ずつ実施する。
2. 級審査の場合は、原則として5組以内で実施する。

【実技合格者発表】

1. 前半の部、後半の部に分けて合格発表を行うことも検討する。
2. 発表は、実技審査会場のロビー等、比較的広い場所で行い、密集になることを回避する。
3. 合格者は、形審査会場に移動する。
4. 不合格者は、速やかに施設から退場する。

【日本剣道形審査】

1. 実技審査合格者は、間隔（1メートル以上）をとって整列する。
2. 審査は、原則として３組から5組以内で実施できるよう、組み合せを調整して実施する。
3. 受審者は、面マスク等を着用して受講する。

【その他】

1. 関係者は、審査会場のほか、受付場所など受審者等から飛沫感染の恐れのある場所においては、

原則としてマスク着用の上、フェイスシールドを着用する。

1. 休憩時間等における審査員控室やトイレが密集状態になることを避けるため、休憩時間は多めに

取るようにし、関係者は交代で休憩室、トイレを使用する。

1. 審査会場では、常に換気を行う。（可能であれば送風機を設置する）
2. 多くの人が触れる用具、箇所（ドアノブ等）を定期的に消毒する。また施設内トイレの出入口に、

アルコール等の除菌液とペーパータオルを設置する。

1. 受審者は、食事の空き箱、持参した物、ごみ等は必ず持ち帰る。
2. 審査終了後2週間以内に新型コロナウィルス感染症を発症した場合は、濃厚接触者も含め支部

事務局に報告する。

－３－